

議案第 115 号 令和 6 年度大津市後期高齢者医療事業特別会計の
決算の認定について

それでは、議案第 115 号令和 6 年度大津市後期高齢者医療事業特別会計の決算の認定について、主要な施策の成果説明書に基づき、主なものを御説明申し上げます。

はじめに、歳入について御説明いたします。

主要な施策の成果説明書の 164 ページをお願いします。

款 1 保険料、項 1 後期高齢者医療保険料は、滋賀県後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して賦課した保険料収納分です。なお、収納率は現年分が 99.43%で、滞納繰越分は 30.84%でした。

款 2 使用料及び手数料、項 1 手数料は、期限までに保険料の納付がなかった被保険者への督促状の送付に係る手数料収納分です。

款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 繰入金、節 1 一般会計繰入金は、後期高齢者医療制度運営に係る事務経費を繰り入れたものです。

節 2 保険基盤安定繰入金は、保険料軽減の対象となった被保険者の保険料のうち、軽減相当額を公費で財政支援される制度で、県負担分の 4 分の 3 を一般会計で受け入れて、これに市負担分の 4 分の

1 を合わせて繰り入れたものです。

款 4 繰越金、項 1 繰越金は、令和 5 年度の決算剰余金です。

款 5 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料は、保険料滞納者に対して請求した延滞金収納分です。

項 2 償還金及び還付加算金は、被保険者に支払った過年度分の保険料の還付金や還付加算金相当額について、滋賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものです。

項 3 雑入は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関して、令和 6 年 12 月 2 日以降の新規加入者に対し、マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書を職権交付したこと及び保険料改定に伴う周知広報リーフレットを保険料額決定通知書兼納入通知書に同封したことによる郵送代のかかり増し経費を滋賀県後期高齢者医療広域連合から受け入れたものです。

以上、歳入合計は、59 億 636 万円です。

続きまして、歳出について御説明いたします。

165 ページをお願いします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、説明欄、1 人件費は、後期高齢者医療制度事務に従事する会計年度任用職員の人件費です。

説明欄、２以下は、被保険者証の郵送経費、電算システムに係る委託経費等の管理運営経費です。

款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金、説明欄、１後期高齢者医療保険料等は徴収した保険料を、説明欄、２保険基盤安定分は、一般会計から繰り入れた低所得者に対する保険料軽減分をそれぞれ滋賀県後期高齢者医療広域連合へ納付したものです。

款３諸支出金、項１償還金及び還付加算金は、過年度分の過誤納付や賦課更正等による保険料の還付金及び還付金に伴う加算金です。

以上、歳出合計は、58 億 4 千 29 万円です。

歳入歳出差引額 6 千 606 万円は、翌年度へ繰り越しました。

以上で、議案第 115 号令和 6 年度大津市後期高齢者医療事業特別会計の決算の認定についての説明とさせていただきます。

御審査の程よろしくお願い申し上げます。